

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○河村委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

まず、草津白根山の噴火によって亡くなられた自衛官に心から哀悼の意を表します。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、全国的に豪雪被害が発生しております。政府には引き続き万全の対策を求めたいと思いません。よろしく願いをいたします。

さて、質問に入る前に、これまで与党と野党の予算委員会の質疑時間、八年間、質疑時間の比率の慣例が続いてまいりました。その慣例であれば、野党の質問時間は、きょうのケースでいうと午前十一時からだったんですね。今一時二十分でございますので、与党が一時二十分多いという比率になったわけでございまして、八年間続いた慣例が破られたということで、そんなに野党の質問が嫌なのかなというふうにも思わざるを得ないんですけれども。

すけれども。

これは総理、自民党の総裁として、八年間の慣例を破ってまで野党の時間を短くする、この真意はどういうことなんですか。撤回いただけないですか。

○安倍内閣総理大臣 国会でお決めになることだろう、このように思います。

○長妻委員 私も予算委員会の筆頭理事というのを何年かやらさせていただきましたが、総理はいつもそういうふうにおっしゃるんですが、自民党サイドと交渉すると、いや、首相官邸からこういう指示が来た、首相官邸がかたいんだと。籠池さんの証人喚問も、首相官邸がやっついでいいと言われたからやる。こういうことがばんばん自民党サイドから話があるわけで、首相官邸が関与しているんですよ。

これは総理、自民党総裁として、こういう、本当に、野党の時間を削るといって、国会の監視機能を弱めるということについて、嚴重に抗議をしたと思います。

例えば、民主党政権時代に国対委員長だった、自民党の野党国対委員長岸田さん、今、自民党政調会長でございますけれども、岸田さんも、相当議事録を見ますと、審議入りの条件として、昨年以上の審議時間を野党に与えろとか、野党時代の自民党は、野党の質問時間を拡大するために相当な激しいことをおっしゃられて、野党と与党、立場が変わるとこれほど主張を変えるのかということ、もう驚きを禁じ得ないわけでございます。いろいろな世界の事例を言うんですけれども、

例えば、調べてみますと、ドイツなんかは予算委員会の委員長は野党から出すというのが慣例だそうでございます。ぜひそれも検討していただきたいと思うんです。

あそここの席に野党が座って、幅広い観点から、予算委員会、見直すということもありましょうし、日本は事前審査制という、御存じのように、国会に予算とかあるいは法律が出てくる前に、与党の中で審査をして、与党の了解がなければ予算や法律が国会に一切出ることはない、まかりならぬということ、予算委員会の審議も、予算の修正、法律の修正というのはほとんどないんですよ、日本は先進国に比べて。

こういうことも含めて、事前審査制、十分与党の中で修正をして議論をしているのに、国会に出たときに与党の質問時間をふやすというのは、制度の成り立ちからしても私は問題があるということ、ぜひ総理に考え直していただきたいということ、ぜひ申し上げます。

そして、もう一つ驚きましたのが、私、きょう、佐川国税庁長官の、税の信頼性の観点から果たして国税庁長官にふさわしいのかどうか、そういう質問をしようということで、佐川長官をお呼びをして、相当準備をいたしました。

ところが、何ですか、これは。昼の理事会で、佐川長官は呼ばない。本人は御都合がつからしいですけれども、これは何で呼ばないんでしょう。これは誰に聞けばいいんですか。

○河村委員長 この問題は、今、両理事間で協議を続けておるところでございます。理事会の協議

を続行しております。

○長妻委員 いやいや、続行しているって、だって、私が今から国税庁長官に質問するわけですから、続行していたら質問できないじゃないですか。ちよつと一旦休憩して、続行してください。結論を出してください。

○河村委員長 これは理事会の協議事項でありまして、協議が調わない場合には、決められないわけです。全会一致を原則としておりますので、全会一致が得られませんが、全会一致になるまで……（長妻委員「ちよつと一回とめてくださいよ。継続なんですよ」と呼ぶ）できません。

全会一致するまで、今理事会は休憩しておりますので、引き続き、理事会を開会して、その問題について協議をさせていただきます。

どうぞ。（発言する者あり）ちよつと、お帰りください。私の方から。

先ほどの理事会で……（発言する者あり）そういうふうに決めましたので、再開をする、委員会が終わりましたら再開をするということで決まっておりますので、先ほど、そういうことを理事会で決めておりますので、そのとおりやっていただきますと思います。

○長妻委員 これは今、継続的に議論をする、呼ぶか呼ばないかというお話を委員長がされたので、私が今から質問するわけですから、休憩をして、結論を白黒つけていただきたいというのを申し上げたんですが、委員長はお聞きにならないので質問を続行しますけれども。

これは何ですかね、佐川国税庁長官を呼ばな

い理由というのは。野党は要求していて、与党が、これ、筆頭理事、何ですか。否定をするということで、非常におかしい話だということで、嚴重に私は与党に抗議をしたいと思えます。

その上で、佐川長官についてでございますが、この森友学園の問題、まだこれは決着がついていないというふうには私は考えております。

といいますのは、昨年、総理も覚えておられるかもしれませんが、私と十一月に予算委員会で議論をしたときに、これまで総理大臣は、国有地の処分、価格も含めて適正になされていると、適正、適正と何度もおっしゃった。

私が総理に、適正とおっしゃっておられたけれども、会計検査院が、適正ではない、こういうふうに判断を下したからには、総理のこれまでの国会の発言について、謝罪なりなんなりないんではないかというふうにお伺いしましたら、総理からは、国有地売却の問題については、担当している財務省や国交省から適切に処分していたとの答弁があったところであり、私もそのように報告を受けていました、これまでの私の発言については、そのような理解の上で申し上げたということで、間違っていたわけですよ、総理の適正という発言が。

でも、その間違っていたのは、財務省からそういう報告が上がったから、それをただ言ったままで、自分は悪くないと言わんばかりの答弁だったと私は思うんですが、総理はいまだに、自分は国会に対して、適正だ、適正だと言ったことについて謝罪なりなんなりというのは一切ないわけです

よね。

そのときに、そのないのも私は相当おかしいと思うんですが、では、総理もおっしゃるように、適正だというふうには報告を上げてきた財務省、財務省の責任、謝罪、こういうのはあるんですか。

○安倍内閣総理大臣 私の見解を聞かれたときにお答えをしたことについては、お答えをしたとおりでございます。

覚えておられると思いますが、その際、適切に対応していると報告を受けていると答弁をし、しかし同時に、会計検査院、独立をしている会計検査院がしっかりと検査をするものと思われると。

これは他の案件と同じでございます。さまざまな省庁がさまざまな職責を、予算の伴う仕事をしているわけでございますが、その仕事について、当然、内閣総理大臣としては、適切に仕事をしている、こう思うわけでございます。

しかし、そこに嫌疑が生じた場合には、会計検査院がしっかりと検査をする、こういうことではないか、このように思います。

○長妻委員 いや、驚きました、今の答弁。

会計検査院の報告が出る前の答弁ならそうかも知れませんが、検査報告が出て、適正でないというふうには検査院が指摘したわけで、これまた国会で総理や財務省が適正だと、長い時間を使って国会で審議して、皆さんも聞いておられたと思うんですが、その謝罪なりというのは何にもないんですか。それで国税庁長官には榮転ですか。国民をなめるのもいいかげんにしてほしいと思います。

いかがですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 ただいま答弁したとおりでございまして、これは、会計検査院からはこの案件だけではなくさまざまな指摘を受けるわけがございます。そうした指摘を受けた際、私の方から、この指摘に対しての政府としての考え方を述べさせていただいているところでございまして、次年度の予算においてはそれを反映させていたかどうかということをお願いしているところでございます。

○長妻委員 これは、委員長もおかしいと思いませんか。与党の皆さんもおかしいと思いませんか。だって、国会で、それは会計検査院は大変多くの指摘はしていると思いますけれども、この森友学園の問題は相当国会で議論になりましたよね、相当。それで、何度聞いても、適正、適正、適正、総理もおっしゃり、財務省もおっしゃった。

それが適正でないということになったときに、ここは国会ですから、こちらは行政府ですから、行政府の責任者として国会でそういう答弁をされたことについて、何にもないんですか、謝罪も。

しかも、その、総理がおっしゃる、財務省の言うことを自分は真に受けて答弁したんだというような趣旨のお話をされた、その財務省のその責任者が国税庁長官に栄転をする、そして、それについて総理に聞くと、適材適所であると国会で答えるというのは、私は、前代未聞の無責任体質じゃないですかと思うのは私だけじゃないと思うんですけれども。

これは、与党の皆さん、どうなんです。おかし

しいと思いませんか。これは別に、何か与党と野党の対決する話じゃなくて、国会は一つですから国会に対して政府が適正だと答弁している、それが適正じゃないと会計検査院が指摘をしたことについて、何にもコメントがないんですか、財務省も総理も。国会の時間を何だと思っているんですか。

ちよつと総理、もう一回答えてください。

○安倍内閣総理大臣 これは今までも答弁をさせていたでいてはありますが、森友学園への国有地売却については、私自身、さきの衆議院選挙における各種の討論会やこれまでの国会において、いただいた質問に丁寧に説明してきたところであり、今後ともしっかりと説明していかねればならないと考えています。

他方で、かねてから、国有地の売却価格については、会計検査院がきつちりと適正に調査をするものと思っているということを申し上げてきたところですが、その後、政府から独立した機関である会計検査院が検査を行い、さきの国会において報告が提出されました。その報告については真摯に受けとめる必要があると思っております。

さきの国会において、財務省から、この報告の内容を重く受けとめ、これをしっかり検証した上で、国有財産の管理、処分の手続等について必要な見直しを行っていくことに尽きるという答弁がありました。

国有地は国民共有の財産であり、その売却に当たっては、国民の疑念を招くようなことがあつてはなりません。私としても、国有財産の売却につ

いて、業務のあり方を見直すことが必要と考えております。関係省庁において、今後の対応についてしっかりと検討させているところであります。

○長妻委員 総理、全く私の質問に答えておられないんですけれども、私は国会に対する責任のことを言っているんですよ、国会に対して。国会に、総理も財務省も、適正だとずつと時間をかけておっしゃっておられて、それが適正でなくなつたときに、国会に対する発言の責任、謝罪なり、何にもないということはあり得ないですよ。国会が本当に軽んじられている。与党も本当にいいんですか、これ。

私は本当に、こんな内閣、無責任内閣、この体質、そして、しれつとそういう答弁をされる総理、これは本当に私は大きな問題だと思えますし、似たようなことがこれからもどんどん起こる可能性が否定されないと思えますよ、責任者がこういう姿勢であれば。財務省が適正だと言ったから自分は言つたまでだ、重く受けとめればいいんだ、こんな話つて本当にあり得るんですかね。本当に私は憤りを覚えるところでございます。

そして、では、適正だと言つた財務省の責任者の佐川長官、記者会見、マスコミも要請して、私もするべきだと思えますけれども、就任記者会見、歴代の国税庁長官はみんなしているんですよ。財務省に確認しました。ところが、佐川さんだけが一度も記者会見をしていない、就任記者会見。業界紙には、ばんばんインタビューで出る。全国を回る、訓示。業界紙は森友学園、一切聞きませんから。

それで、全国を回った訓示の議事録というのを見ますと、職員の皆さん、行政文書、情報の管理の徹底に特段の配慮をしてくださいと。これは本当に腹に落ちますかね、職員の皆さんはこれまでの佐川局長時代の言動を聞いて。

これはもう世も末だと私は思います。確定申告が二月十六日から始まるときに、国民の皆さんは領収書を一枚だけなくしちゃいました、何とかと言つても、こんなの認められるわけじゃないですよ、故意になくしていなくても。示しがつくんでしょ、うか、税の信頼ということ。

野田総務大臣にちよつとお伺いしたいんですが、総理はなかなかかたいので。

税の信頼という意味では、私、地方税も深刻だと思ふんですね、長官がこういう姿勢で、地方税の支払いとかがそういうものについて。私は、せめて、内閣の一員として、国税庁長官、記者会見ぐらいはした方がいいんじゃないのかということをして、地方税の担当としてどうですか。

○野田国務大臣 質問通告をいただいておりませんが、にわかにお答えすることができませんが、所管外ということでコメントは差し控えさせていたきたいと思います。

○長妻委員 ちよつと残念ですね。何か難しいことを聞いたつもりはないんですが。

そうしたら総理、この佐川さんの就任記者会見、総理は森友学園について、説明はきちんとしますと何度も繰り返しおっしゃられている。佐川長官は就任記者会見を一切されておられない。総理、するべきじゃないのかと一言言えば、間違いなく

するでしょう、すぐ。ぜひそういうお言葉をいただきたいと思うんですが。

○麻生国務大臣 就任の記者会見についての話だったのだと思いますが、国税庁の所管の行政以外に心が集まっていたことから、国税庁においては実施をしないと決めたんだと、たしかあるときはそうだったと聞いております。

就任に当たって長官の抱負などというのは、これは文書で既に公表しておりますので、国税庁長官就任に当たって適切な対応としては行われていると考えております。

○長妻委員 これもびっくりしました。国税以外の関心がある、そういう状況だから、質問には答えないために慣例である就任記者会見はしないのもいいというのが財務大臣の見解だということ、驚きました。

だって、長官というのは全てのことに関する答えのわけですよ、それは。税以外のことについても、トップですから、御自身の発言についても、それが長官じゃないでしょうか。税以外の質問が飛んでくるから一切自分は公の場には出ません、それで、国民の皆さんには確定申告ちゃんとしてくれと。

国税庁長官の佐川さんが雑誌で、納税者のタックスコンプライアンスの支援、納税者はタックスコンプライアンス、税法をきちっと遵守しろ、こういうお話をされておられて、あと、一番最後のパネルですけれども、これも、こういうポスターがあるんですね。去年、国税庁の職員を採用するポスターでございませうけれども、こんなことが書

いてある。「この世で最も被害者が多い犯罪はなにかな？」その答えは、脱税。税金は国民のために使われるもの。それをごまかして正しい税額を納めないことは、国民全員を被害者にするから。」こういうようなポスターがある。

あの森友学園の国有地の売却金額もごまかしたものだ、という疑いが払拭されていないわけで、こういうポスターは、佐川長官が就任直前につくられたポスターなんです、来年も使えるんでしょ、か、こういうポスターを国税庁は。私は、恥ずかしくて使えないんじゃないかと心配するわけでありませうけれども、税への信頼がこれほど失われる人事はないと。

ぜひ総理、佐川隠しを国会もしないで、佐川長官、一旦これは辞任をする、身を引く、説明をした上で。そういう御判断というのはないんですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 財務省の人事のことでございますから、財務大臣から答弁させます。

○麻生国務大臣 たびたび同じような御質問をいただいておりますので、同じようなお答えを申し上げますが、国税庁の長官人事については、これは他の全ての人事と同じく、それぞれのポストにふさわしい人材を充てる、当然のことです。

国税庁長官をやる前に、国税庁の次長、大阪国税局局長など徴税分野における経験がありますし、主税局の審議官など税制の企画立案の経験も豊富であることに加えて、さまざまな分野で多種多様な課題の解決に当たってきた人物であるので、国税庁長官としては適任だと考えており、私ども

としては、国税庁長官としての職務を適切に行っていると考えており、引き続き、その職責を果たしてもらいたいと考えております。

○長妻委員 これは本当にびっくりするばかりでありますけれども。

市民団体の方々がもう署名を集めて、佐川長官の辞任の、相当数集まっていると。

佐川長官、言うまでもありませんけれども、かつて国会で、森友学園との国有地の価格につき、こちらから提示したことも先方から希望が示されたこともないとおっしゃっておられて、その後、音声データが出て、ゼロに近い金額まで努力しませんでしたという近畿財務局の話が出て、その答弁の信憑性が失われた。あるいは、適正に算定されたものであるということも、さつき申し上げたように、会計検査院の報告でそれが否定をされた。

いろいろここにありますけれども、数え切れないほどの事実と異なる疑いのある答弁が連発されておられるわけでありまして、我々、こういう税の信頼にかかわる問題については引き続き総理に、一切、会計検査院から適正でないということが出たにもかかわらず、総理も含めて誰一人謝罪もしない、国会に対して。これはどう考えてもおかしいと思います。次に移らざるを得ません、総理もかたくななので。何とか我々は、国民の皆さんとも連携して、こういうふざけたことはやめさせるように何とかやりたいと思っております。

次に、働き方でございますけれども、総理は、相当力を込めておっしゃっておられるのが、総理総理が力を込めておっしゃっておられるのが、過

労死、過労自殺の悲劇を二度と繰り返さない、強い決意で長時間労働の是正に取り組みます、そういうふうには総理はおっしゃっておられるわけであります。

実は、総理も本当によく御存じないとすると私は深刻だと思っておりますが、今回、残業の上限が青天井となる働き方が相当拡大するんです。そういう働き方も、高度プロフェッショナル、裁量労働制を営業に拡大する、そういう二つの、残業の上限を青天井にする働き方を相当拡大する、そういう条文も紛れ込んでいますよ。総理、御存じですか。

これについて、ぜひ総理からも強い指導をいただきたい。この条文、今の申し上げたところは削減すべきだと私は考えているんですが、この今申し上げた高度プロフェッショナル、裁量労働制の営業拡大というのは、一体、拡大すると何人ぐらいに拡大するんですか。大体でいいですから、どのくらいの人数に拡大するでしょう。

○加藤国務大臣 今、裁量労働制の対象拡大ということでございますが、現下の適用労働者については、もう既に御報告申し上げておりますけれども、専門業務型裁量労働制で約八万人、企画業務型裁量労働制で十七万人、これは適用労働者の割合という統計と実際の雇用者数から掛けてつくっておりますので、かなり試算ということでございます。ですから先どうなっていくかは、今回、これまでの、既に出した法案、前の国会までに提出した法案に見直しをさせていただいた上で、今、法案

の策定作業に入っておりますけれども、それを踏まえた中で、それぞれの事業主体がどう対応するかということによってもそこは変わってくるんだろうと思います。

○長妻委員 そんなばかな話がありますか。さっぱり人数がわからないと。今言った人数は、今の裁量労働制、小さい範囲の裁量労働制、現行のことをおっしゃっておられるわけで、裁量労働制は、私も先週、裁量労働制の犠牲になられた方とお会いしました。

三十代の女性でございますけれども、裁量労働制というのは、一日の労働時間をみなしで決めて、それ以上残業しても残業代は出ないし、青天井だ、上限規制も全くないというものでございますが、みなしでその人は一日八時間だと、八時間というふうになさされていましたが、残業では長いときで月百時間もしていた。

そして、繁忙期が問題なんです。繁忙期は深夜一時ぐらいまで残業して、早朝は六時ごろ出社するというところで、この方は、昨年の十一月二十七日に、これは編集プロダクションなんです。深夜会社で倒れた、それで、息をしない状況になってしまった、昏睡みたいな形で。たまたまそこに同僚が、深夜働いていた方がいたので、音に気づいて救急車を呼んで一命を取りとめたというところで、その同僚の方がおられなかったら、恐らく亡くなっておられたと思います。

例えば、あと別の件で、四十七歳のアナリストの方は、これも現行の裁量労働制、残業は月四十四時間までだとみなされたけれども、発症前の一カ

月の残業が百三十三時間だった。亡くなられました。

大手印刷会社の男性は、二十七歳で過労死されました。みなしは一日八・五時間でしたけれども、裁量労働制ですね、メールでは、一時過ぎに帰宅して、三時に就寝して、六時半に起床して、七時過ぎには出社するというので、過労死されました。

そして、出版社のグラフィア担当の編集者は、入社二年目で裁量労働制で過労死されました。

機械の大手の三十四歳で過労死された方も、裁量労働制で、一日の労働時間は八時間とみなされたけれども、月に残業百時間以上が多かった。

そして、裁量労働制はほとんど守られておりません。

独立行政法人の労働政策研究・研修機構が、裁量労働制が適用されている労働者のうち、一律の出勤時間があると答えたのが四九％。半分の労働者は、裁量労働制を適用されても、何時に出社しろ、何時に退社しろということで、これだと裁量労働制を適用しちやだめなんです。出社も退社も別に全部その人の自由ですから。こういうような働き方、現行の少ない人数ですら、ざるである。

そして、過労死の御遺族の方、全国過労死を考える家族の会の代表の方とお話をしました。その方がおっしゃられているのは、今でさえ裁量労働制で働く労働者の過労死、過労自殺が後を絶たない状況にもかかわらず、適用範囲をさらに拡大すれば、労働時間の歯どめがなくなり、過労死が更

にふえることは目に見えていますとおっしゃっておられるわけで、総理がおっしゃったことと全然違うわけでございます。

加藤大臣、何百万人に拡大するのか、何十万人なのか、何万人なのか、規模も何にもさっぱりわからないわけですよ。厚生省に聞きましたけれども、さっぱりわかりませんというわけですよ。それで、今まで、じゃ、この裁量労働制、法の趣旨に反して裁量労働制を運用して罰則がかかった人というのは、事業者というのは、これまで幾つぐらいあるんですか。

○加藤国務大臣 御質問の趣旨は、サービス残業で送検された件数……（長妻委員「いやいや、違いますが、裁量労働制違反」と呼ぶ）いやいや、サービス残業で送検された件数のうち裁量労働制の問題で送検された件数は幾らかという御質問だと思いますが、サービス残業で送検した件数については、労働基準監督署が労働基準法第三十七条違反で送検した件数は、平成二十八年、三十七件でありますけれども、そのうち裁量労働制でかかるかどうかというのは、申しわけないんですが、その統計の中からでは拾い出せないもので、明らかにこれは申し上げられません。

○長妻委員 いや、私が聞いたのは、裁量労働制違反でというふうに聞いたんですが、それは統計をとっていないということなんです。

三十七件、これは残業代未払いで送検されたわけですよ。そのうち裁量労働制はどのぐらいいるかわからない。私が厚生労働省の方に聞くと、ほほいというふうにお答えになられました、

これはちゃんと確認していただけますか。

○加藤国務大臣 どういう形での統計をとっているのか、今すぐにはちよつと承知をしておりますが、何件あるかわかるように、まずは調整をしてみたいと思います。

○長妻委員 しかも、年間三十七件ですよ。本当に、ほとんどというか、全く取り締まれないんですよ、裁量労働制という働き方自体が。いろいろな弁護士の方もお話ししましたけれども、こういう働き方を拡大すると、総理、確実に過労死がふえるというふうにも思います。

総理、私、一番気になるのが、総理大臣という安倍総理の思想、信条、哲学というのが国の政策に反映されるというのは言うまでもないことでございますけれども、総理に考えを改めていただきたいのは、例えばダボス会議でも相当熱を込めておっしゃられておられたんですが、熱を込めて、例えばダボス会議で、岩盤規制という言葉であります。労働法制、これは岩盤規制だ、自分のドリルからは逃れられない、こんなような趣旨のお話をされておられる。

これは私は、総理、労働法制は岩盤規制で削りやいいんだという意識は変えていただきたいと思っております。

これは最終的に目指すところは私も総理も同じだと思いますよ。私たちも、労働法制というのは稼ぐ力を上げるための一つの大きな役割も果たすんだと。

ただ、それが目的になつちやだめですよ。労働法制は、ゆとりある働き方、今、馬車馬のように

働いて単純労働で稼ぐ時代はもう日本は終わりました。当たり前です。ゆとりのある働き方で高付加価値を生み出すような生産性の高い働き方をするための労働法制は緩めない。緩めてばかりいたら、今、非正規雇用が四割を超えていることになった。私は自民党の大きな責任だと思いますよ。

こういうのも自覚をしていただかないと、間違った総理の労働法制観が進められると、ゆとりがあつて、そして職業訓練も十分に受けられて、そういうリカレント教育も受けられて、私たちは、インターバル規制も入れると言っておりますし、退社してから出社するまで最低十一時間あける、ヨーロッパでは常識ですし、契約社員もヨーロッパでは原則禁止です、雇用の予約に当たるということで。入り口規制もすべきだと思いますから。そういう意味では、最終的に高付加価値を生むゆとりのある働き方をするために労働法制を、規制を強めるところは強めることで、結果として、稼ぐ力、労働生産性が上がると私は強く感じております。非正規雇用が四割以上になって、労働生産性が下がるこれも要因になったというのは内閣府が認めています。

ぜひ、総理、岩盤規制、ドリルで穴をあけるといふこの考え方はぜひ改めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

**○安倍内閣総理大臣** その岩盤規制に穴をあけるには、やはり内閣総理大臣が先頭に立たなければ穴はあかないわけでありますから、その考え方を変えるつもりはありません。

それと、厚生労働省の調査によれば、裁量労働

制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方であれば一般労働者よりも短いというデータもあるということはお紹介させていただきたいと思えます。

その上において、これは働き方改革は、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するためのものであつて、労働基準法制定以来の七十年ぶりの大改革……（長妻委員「いや、さっきの話はそんなに細かい話じゃなくて、哲学」と呼ぶ）これは細かい話じゃないと思うんですよ……（長妻委員「哲学、哲学。総理の哲学ですよ。読まないでください、そういうの」と呼ぶ）いや、今これからそこに入っていきますから、ちよつと待っていただきたいと思えます。

七十年ぶりの大改革であるわけでありまして、つまり、今時代が変わつて、多様な働き方を今求められているわけでありまして、その多様な働き方の中において、これはいわば長時間労働、長く働けばいいということではないというのは、これは長妻議員と同じでございますが、多様な働き方が求められると。と同時に、このワーク・ライフ・バランスの上からいっても、多様な働き方を認めていくことが必要になるわけでありまして。

そのためには、当然、労働法制を変えなければいけないわけでありまして、それと同時に、生産性を上げていくためにも、ただ長く、時間で長く働けばいいということでもないというところは、これも何回も私は申し上げているわけでございます。そこで、ついでに、この場に立ちましたので申し上げますと、その中で、業務をみずから裁量で

遂行できる知識や経験を有する方が、自律的で多様な働き方を可能とするため、企画業務裁量労働制について、課題解決型の開発提案業務と裁量的にPDCAを回す業務を対象業務として追加することとしているわけでありまして、そこで……（発言する者あり）少し私からも説明させていただきますよ。

そこで、昨年七月に、神津会長から追加する対象業務について……（長妻委員「岩盤規制について聞いているんです」と呼ぶ）岩盤規制については一番最初に申し上げたとおりであります。

対象が広く営業職全般に拡大される懸念があるとして、対象業務を明確化すること等を内容とする要請をいただいたところでありまして、政府としてもこの要請を真摯に受けとめて、企画立案等が主として行う業務であること、営業、販売のみを事業内容とする営業所で働く方は対象とならないこと、専ら顧客のために商品等を開発し提案する業務であることを法律で明確にすることとしたところでございます。

**○長妻委員** いや、本当に、現場を、現実を知らんになつていないと言わざるを得ません。裁量労働制の犠牲になつていらっしゃる方々にぜひお会いしていただきたいんです、何人も。

岩盤規制にドリルで穴をあければいい、労働法制。そういう基本的な発想を変えていただきたい。日本は先進国で二十一位ですよ、労働生産性。ドイツは日本の一・五倍ですよ。ある意味では、ドイツの労働者が十時間働いて付加価値を得る。

日本の労働者は十五時間でドイツと同じ付加価値

値になるわけで、労働生産性が低過ぎる、そういう働き方を変えるというのが私たちのさつき申し上げた提案なんです。岩盤規制一方に考えて、穴をあけた結果が非正規雇用が四割を超えるということ、労働生産性を下げる方向になっちゃうたじやないですか。元も子もないことを自民党はやっているんですよ。それをよく認識していただきたい。これはこれからも言いたいと思いません。

もう一つ、カジノの件を申し上げたいと思いません。これについて、総理は、カジノは日本の成長戦略の目玉になると。これは私はいかなものかと思いません。

私も、韓国の江原ランドというカジノ、昨年行ってまいりました。十ぐらいカジノがあるんですけど、韓国は。自国民、韓国の方が入れるのはその江原ランドだけ、あとのところは外国人しか入れないということなんです。その江原ランドでは、カジノで、原因で自殺する方が何十人もおられるし、そして、近隣の治安が相当悪くなるというようなこともあるし、賭博中毒者が野宿して地域住民と衝突する、質屋、消費者金融、車担保金融、風俗街、車の長期放置などの問題がある。そして、旌善郡という郡にあるんですが、旌善郡のような、過疎地なんですね、江原ランドというの。過疎地に雇用を生み出すということで誘致したんですが、旌善郡のような過疎地でもこれだけの中毒だから、大都市にカジノをつくらしたら中毒はさらにふえる、徹底した準備が必要だ

と私も注意を受けて帰ってきたわけでございます。それで、今回、総理、閣法で内閣総理大臣の責任のもと出てくるカジノの実施法の中では、カジノに……（発言する者あり）IR、だからカジノですよ。

だから、いつも自民党はIR、IRと言うんですけれども、カジノが入っているわけでしよう、中に。カジノを解禁する法律なんです。何でそういうふうには、カジノと言っちゃいけないんですか、そうしたら。こういうおかしなやじというのもやめていただきたいんですが、私も。

このカジノについて、私は法文を読んでびっくりしました。日本がつくるカジノは全てのカジノで日本人が入れる、こういうふうになっているんですか。本当ですか、総理。

○石井国務大臣 私、IRを担当しておりますので、答弁をさせていただきます。

IR推進法では、日本人のカジノ施設の利用を一律に禁止することはしておりません。一方で、カジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設への入場に関し、必要な措置を講ずることとされており。

また、附帯決議におきましては、「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。」とされておりまして、こういった趣旨を踏まえて、具体的な制度設計を進めてまいりたいと存じます。

○長妻委員 今のも驚きました。日本人を入れるのを妨げない。だから、日本はカジノをつくらばどこでも日本人も入れるようなカジノにすると

いうことで、相当まずいですよ、これは。

そして、もう一つが、この附帯決議には、カジノの設置箇所は極力少なくすると書いてあるんですけれども、じゃあ、大臣、十カ所を超えるのか超えないのか。どのぐらいなんですか。

○石井国務大臣 IRの区域の数につきましては、IR推進法の附帯決議におきまして、国際的競争力の観点及びギャンブル依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定することとされており。

政府といたしましては、こういった趣旨を踏まえつつ、今後、具体的な制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○長妻委員 十を超えるか超えないかは言えないということなんです、役所に聞いても。

これは七番のパネル。今いろいろ取り沙汰されておりますのは、こういう地域で、カジノについて、政府主催の公聴会に出席又は進出構想が浮上するなどの地域ということで、東京新聞の報道に基づいてパネルをつくりましたけれども、こういうところの皆さん方は、本当にいいんでしょうか、カジノを地域でつくって。私は非常に大きな問題があると思う。

そして、五番目のパネルを見ていただきますと、これは厚生労働省の資料でございますが、日本は先進国で一番ギャンブル依存症の多い国です。例えば、日本、生涯のうちギャンブル依存症が疑われる方、三・六％。主要国の中で断トツトップ、三百二十万人と推計されております。単月だけ、過去、直近十二カ月以内にギャンブル依存症が疑



われる方、〇・八％。これについては、アメリカが一・九で日本より多いんでございますが、英国も〇・八ということでトップクラス。

そして、六枚目でございますけれども、ギャンブル用の電子ゲーム機器、パチンコも含めます、スロットマシンも含めますけれども、その設置を、世界の市場を調べたんですね、オーストラリアがそうしましたら、日本は六割。

ギャンブルに接する機会が先進国で最も多い国日本、ギャンブル依存症が最も多い国日本にカジノをつくってどうするんですか、総理。カジノ依存症をふやさないためには、最大の対策は、カジノをつくらないこととあります。

ぜひ総理に、このカジノについて、もうつくらないというようなことをおっしゃっていただけないでしょうか。最後、総理。

○安倍内閣総理大臣 質問にお答えする前に、先ほど、非正規雇用について、ふえて四割というお話がございましたが、それは主に高齢化によるものでございまして、五十五歳以下の方に限れば、非正規から正規に移られる方が正規から非正規に移られる方を逆転している、正常な形になっている。これは安倍政権になってからでございます。そのことはまず一言言わせていただきたいと思います。

その上で、今の御質問でございますが、既に、IRにつきましては、石井大臣から答弁をさせていただきます。

○長妻委員 とんでもない答弁ですね。これは、総理、先ほど非正規雇用のお話をされ

ました。それは間違っていると思います。若者層現役世代でも、確かに非正規雇用がふえた大きな理由は高齢者の非正規化、これはあります。それは事実です。ただ、現役世代も、年代別に統計をとると、ふえているんですよ、比率が。総理、認識は改めていただきたい、いつも国会でそういうふうにおっしゃいますので。

最後に、総理にお伺いしたいのは森友学園の問題で、新たな音声テープが出てまいりました。森友学園が国に土地購入を申し入れた時点の協議の席で、国と森友学園側との協議の音声テープ。

学園側が、棟上げのときに首相夫人が来られることになっていいると言及をして、昭恵夫人のことだと思えますけれども、値段を安くするように求めた。この協議で国の担当者は、ごみの補償のこととありますけれども、そこはきっちりやる必要はあるでしょう、そういうストーリーはイメージしているんです、こういう発言をした。

私は議事録もこちらに持っておりますけれども、これは、昭恵夫人は棟上げ式に行くことになっていたんですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 それは、突然聞かれても、私はお答えようがありません。

○長妻委員 いや、突然じゃなくて、通告していただきますよ。

財務大臣、では、このテープの事実はどうですか。

○麻生国務大臣 この音声データについては、既に昨年、報道がなされているんだと記憶しますが、けれども、前の国会で理財局長が答弁したと思いま

すけれども、近畿財務局の職員に事実関係……（長妻委員「いや、棟上げ式の話」と呼ぶ）データの話でしよう。音声データの次の次が……（長妻委員「棟上げ式と言ったのかということですよ」と呼ぶ）全然私にはわかりません。（長妻委員「そういうふうに使われたのかということですよ」と呼ぶ）私どもは何もっておりません。

○長妻委員 いや、ですから、これはちゃんと通告しているんですから、誠実に答えていただきたいと思うんでございますけれども。

つまり、森友学園側が財務省の担当者に、棟上げ式、棟上げのときに首相夫人が来られることになっていいるということを、国に土地購入を申し入れた時点の協議でそういう発言をされたのかどうか。そして、その後のその同じ会議で、国の担当者、こういうストーリーはこうイメージしているというように話をされたのかどうか。その二点を、これは事前にちゃんと文章でお渡しをしているはずですが、いかがでございますか。

○麻生国務大臣 今、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、まずは音声データですが、これにつきましては、まず、昨年の報道でなされておりますけれども、前国会でも理財局長が答弁しているとおおり、近畿財務局の職員に事実関係の確認を行っております。

すなわち、二十八年三月十一日に森友学園側から新たな地下埋設物が見つかったとの連絡を受けて以降、先方とはさまざまなやりとりが行われていきましたが、あくまでも新たな地下埋設物の撤去費用を見積もるため、さまざまな資料が必要であ

ることから、資料の提出をお願いをいたしていたもので、したがって、口裏合わせをして地下埋設物の撤去費用等々を見積もろうとしたものではないということがまず第一点。

次に、音声データの内容については、自分は逐一承知はしていませんが、国有財産の管理、処分は、その相手方の役員にどのような方がついているのか、どのような方が来られるのか、あるいはどのような方が関係しているのかということに關係なく、法令に基づいて行っているということでありまして、先ほど申し上げたように、音声データの内容について自分は逐一承知をしております。

○長妻委員 もう話になりませんが、ここで時間が参りましたので質問を終わりますけれども、会計検査院でこれほど明確な話が出て、音声テープでこれだけ明白な話が出て、国会に答弁した内容と違う事実が出てきているのに、一切謝罪も何にもないというようなことは、私は異常だと思いません。嚴重に抗議します。